

奈良市公報

第 2 6 8 号

平成23年 5月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

- 都市計画地区計画の案の公衆縦覧…………… 1
- 包括外部監査契約の締結…………… 1
- 放置自転車等の保管…………… 1
- 督促状の公示送達…………… 2
- 住居番号の設定…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 徴収事務の委託（3件）…………… 3
- 一般競争入札の実施…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 特定計量器の定期検査の実施…………… 5

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 6

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 6
- 奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する告示…………… 6

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 6

議 会

- 奈良市議会情報公開審査会の委員の就任…………… 7

災 害 対 策 本 部

- 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示…………… 7

告 示

奈良市告示第213号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年 4月 4日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 決定に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画

宝来町地区計画

- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市宝来町の一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成23年 4月 4日から平成23年 4月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年 4月18日までに必着するように提出してください。
(平成23年 4月 4日揭示済)

奈良市告示第214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示します。

平成23年 4月 5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成23年 4月 1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。
- 3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所
氏名 玉 置 寿 子
住所 大阪府堺市北区新金岡町一丁3番27-10号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。
(平成23年 4月 5日揭示済)

奈良市告示第215号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年 4月 7日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年4月7日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市都市整備部都市計画室交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成23年4月7日揭示済)

奈良市告示第216号

平成22年度市・県民税第1期分、第1期分（納期変更分）及び第2期分、平成22年度固定資産税・都市計画税第1期分、第1期分（納期変更分）及び第2期分並びに平成22年度軽自動車税全期分及び全期分（納期変更分）の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成23年4月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 この督促状の発送年月日
市・県民税
第1期分 平成22年7月20日
市・県民税
第1期分 納期変更分 平成22年8月20日

- 市・県民税
第2期分 平成22年9月17日
固定資産税・都市計画税
第1期分 平成22年5月21日
固定資産税・都市計画税
第1期分 納期変更分 平成22年6月21日
固定資産税・都市計画税
第1期分 納期変更分 平成22年7月20日
固定資産税・都市計画税
第2期分 平成22年8月20日
軽自動車税
全期分 平成22年6月21日
軽自動車税
全期分 納期変更分 平成22年10月20日
- 2 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略
(平成23年4月7日揭示済)

奈良市告示第217号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成23年4月8日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略
(平成23年4月8日揭示済)

奈良市告示第218号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年4月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年4月8日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成23年4月8日揭示済)

奈良市告示第219号

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年4月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の一

部を改正する告示

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱（平成16年奈良市告示第338号）の一部を次のように改正する。

第6条中「子育て課」を「子ども政策課」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月8日から施行する。

(平成23年4月8日揭示済)

奈良市告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年4月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年2月8日 奈良市指令都整開 第10A-33号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年4月11日 第1254号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市鳥見町一丁目7番8
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
生駒市緑ヶ丘2239-15
森下 哲志

(平成23年4月11日揭示済)

奈良市告示第221号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年4月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年4月12日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年4月12日揭示済)

奈良市告示第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しますので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 受託者

奈良市上三条町23番地の4

社団法人奈良市観光協会

会長 中村 憲児

- 2 徴収事務
奈良市観光センター使用料
- 3 委託の期間
平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
(平成23年4月13日揭示済)

奈良市告示第223号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 受託者
奈良市都祁白石町1133番地
財団法人奈良市都祁地域振興財団
理事長 福井 重忠
- 2 徴収事務
奈良市針テラス情報館使用料
- 3 委託の期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
(平成23年4月13日揭示済)

奈良市告示第224号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市二条大路南一丁目1番30号 社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 福井 重忠	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

- 2 委託の期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
(平成23年4月13日揭示済)

奈良市告示第225号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年4月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

<p>1 入札に付する事項 街路樹害虫駆除薬剤散布業務ほか1件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。 (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。 (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。 (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。 ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所 (1) 日時 告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。) (2) 場所 告示日から平成23年4月20日までは閲覧コーナー、同月21日以降は契約課窓口</p> <p>4 開札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項 (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留 (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留 (4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札</p>	<p>エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ 入札書の日付が開札日でない場合 コ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成23年4月20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課に持参してください。</p> <p>9 入札参加資格の審査及び決定 (1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 (2) 入札参加者の決定通知 平成23年4月21日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>10 その他 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。 (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (4) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部契約室契約課 電話 0742-34-4743</p> <p>別表省略 (平成23年4月15日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第226号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成23年4月15日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。 2 移動年月日 平成23年4月15日 3 移動対象区域 近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域</p>
--	--

以下省略

(平成23年 4月15日 掲 示 済)

奈良市告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年 4月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年 3月31日 奈良市指令都整開 第10A-40号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年 4月15日 第1255号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西木辻町63番24、65番1、65番9及び65番10
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西木辻町200-61
北邨 敬治

(平成23年 4月15日 掲 示 済)

奈良市告示第228号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

平成23年 4月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

区域	区分	月日（曜日）	時間	場所
月ヶ瀬地区及び都祁地区を除く市内全域	質量計	5月16日（月）から6月28日（火）まで	午前9時30分から午後4時まで	質量計の所在場所
		6月29日（水）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	奈良県農業協同組合田原支店
		6月30日（木）	午前10時から正午まで	柳生公民館
			午後1時30分から午後3時30分まで	東部出張所
		7月1日（金）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	南部公民館
7月4日（月）	午前10時から正午まで	平城連絡所		

		及び午後1時から午後3時まで	
7月5日（火）		午前10時から正午まで	伏見連絡所
		午後1時30分から午後4時まで	都跡公民館
7月7日（木）		午前9時30分から正午まで	質量計の所在場所
		午後1時から午後3時まで	春日公民館
7月8日（金）		午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	鼓阪小学校
7月11日（月）		午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	鶴舞小学校
7月12日（火）		午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	富雄公民館
7月13日（水）から7月15日（金）まで		午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	奈良市ならまちセンター
7月21日（木）		午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	佐保小学校
7月25日（月）から7月26日（火）まで 7月28日（木）から7月29日（金）まで		午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	奈良市計量検査所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において行う。

(平成23年4月15日揭示済)

公 営 企 業**奈良市水道局告示第9号**

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年4月8日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
森住宅設備	森進	奈良県磯城郡田原本町秦庄435番地の10	平成23年3月28日
三栄設備工業所	行武悟	大阪府堺市堺区北旅籠町西3丁2番4号	平成23年3月30日

(平成23年4月8日揭示済)

教 育 委 員 会**奈良市教育委員会告示第10号**

平成23年4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成23年4月8日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 日時
平成23年4月12日（火）
午前10時から
 - 場所
奈良市役所 北棟3階 教育委員会室
 - 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 人事異動について
(2) 市長の権限に属する事務の委任について
(3) 平成23年度地域で決める学校予算事業について
(4) 平成24年度奈良市立高等学校入学者特色選抜について
(5) 平成23年度市民体育大会実施について
- 議 事
- 議案第1号 奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部改正について
- 議案第2号 奈良市文化財保護審議会委員の退任について
- 議案第3号 平成23年度学校運営協議会委員の委嘱又は

任命について

議案第4号 平成23年度学校施設開放運営協議会委員及び管理指導員の委嘱について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 3月～4月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第、締切させていただきます。

(平成23年4月8日揭示済)

奈良市教育委員会告示第11号

奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年4月12日

奈良市教育委員会

委員長 小谷勝彦

奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱（平成18年奈良市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1号中「及び幼稚園」を削る。

第3条第3号中「奈良市立学校園」を「奈良市立学校」に改める。

第8条中「教育企画課」を「教育政策課」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月12日から施行する。

(平成23年4月12日揭示済)

農 業 委 員 会**奈良市農業委員会告示第6号**

奈良市農業委員会平成23年4月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成23年4月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 萩原征二

- 日時
平成23年4月14日（木） 午前9時30分
- 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 審議案件
(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
(2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条第1号に該当する転用の届出について
(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
(4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認

- について
- (5) 農地法第18条第 6 項の規定による通知の受理について
 - (6) 水田利用転換届出について
 - (7) 農地法第 6 条第 1 項の規定による農業生産法人の要件確認について
 - (8) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (9) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
 - (10) 知事許可について（3月許可分）
(平成23年 4月 7日 掲 示 済)

議 会

奈良市議会告示第 1 号

平成23年 4月 5日、奈良市議会情報公開審査会の 矢 追 勇 夫 委員が辞任したので、同日、三 浦 教 次 議員が同委員に就任しました。

平成23年 4月 6日

別表第 2（第 5 条・第 6 条・第 7 条関係）

奈良市議会議長

山 本 清

(平成23年 4月 6日 掲 示 済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第 1 号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年 4月 11日

奈良市災害対策本部長

仲 川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成22年奈良市災害対策本部告示第 2 号）の一部を次のように改める。

第 5 条第 1 項中「部長及び副部長欄」を「部長、副部長及び部長付欄」に改め、同条第 4 項中「10級又は 8 級の職務にある職員（第 1 項の職員を除く。）」を「別表第 2 の部長、副部長及び部長付欄に掲げる者」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

部名	部長、副部長及び部長付	班名	班長及び副班長	班員
本部事務局	部長 総合政策部長 副部長 総合政策部理事	統括班	班長 市民安全課長 副班長 人事課長	市民安全課 財政課 総合政策課 交通政策課 秘書課 人事課 広報広聴課 行政経営課
	部長付 総合政策部参事 部長付 秘書室長 部長付 宮本市民生活部参事 部長付 西部出張所長 部長付 月ヶ瀬行政センター所長 部長付 都祁行政センター所長		支部班	班長 月ヶ瀬行政センター総務住民課長 班長 都祁行政センター総務住民課長 班長 西部出張所総務課長 班長 東部出張所長 班長 北部出張所長
基盤対策部	部長 建設部長 副部長 都市整備部長	土木復旧第一班	班長 道路維持課長 副班長 農林課長	土木管理課 道路維持課 道路建設課 街路課 河川課 公園緑地課 下水道総務課 下水道維持課 下水道建設課 農林課
	部長付 建設部次長 部長付 道路室長 部長付 下水道室長 部長付 都市計画室長 部長付 まちづくり指導室長			班長 都市計画課長 副班長 住宅課長

		土木復旧第二 班		西大寺駅周辺整備事 務所 開発指導課 建築指導課 景観課 営繕課 住宅課 農業委員会事務局
保健救護部	部長 保健所長 副部長 市民生活部長 部長付 市民生活部次長 部長付 川上市民生活部参事 部長付 保健所次長	保健班	班長 保健総務課長 副班長 保健予防課長	保健総務課 保健・環境検査課 生活衛生課 保健予防課 健康増進課
		救護班	班長 病院事業課長	病院事業課 救護班員
		衛生班	班長 生活環境課長 副班長 保護第一課長	生活環境課 保護第一課 保護第二課
支援対策部	部長 保健福祉部長 副部長 市民活動部長 副部長 子ども未来部長 副部長 観光経済部長 部長付 市民活動部次長 部長付 保健福祉部次長 部長付 保健福祉部参事 部長付 子ども未来部次長 部長付 子ども未来部参事 部長付 観光経済部参事	生活支援班	班長 福祉政策課長 副班長 地域活動推進課 長	福祉政策課 障がい福祉課 福祉医療課 介護福祉課 介護認定課 長寿福祉課 子ども政策課 子育て相談課 保育課 協働推進課 地域活動推進課 文化振興課 スポーツ振興課 中央図書館 西部図書館 北部図書館
		観光経済支援 班	班長 観光戦略課長 副班長 商工労政課長	観光戦略課 観光振興課 商工労政課
被災調査部	部長 総務部長 副部長 総務部理事 部長付 総務部参事 部長付 税務室長	復旧・輸送班	班長 情報政策課長 副班長 管財課長	情報政策課 管財課 保健所・教育総合セ ンター管理課
		調査班	班長 市民税課長 副班長 文化財課長	市民税課 資産税課 納税課 滞納整理課 債権整理課 文化財課 埋蔵文化財調査セン ター

環境対策部	部長 環境部長 副部長 会計管理者 部長付 環境部次長 部長付 環境部参事 部長付 環境事業室長	環境班	班長 企画総務課長 副班長 環境政策課長	企画総務課 業務改善課 リサイクル推進課 収集課 まち美化推進課 環境清美工場 土地改良清美事務所 産業廃棄物対策課 環境政策課 施設課
消防対策部	部長 副局長 副部長 災害対策室長 副部長 情報救急室長 部長付 参事	消防班	班長 消防危機統制監 副班長 総務課長	総務課 消防課 予防課 救急課 指令課 中央消防署 南消防署 西消防署 北消防署 東消防署
水道対策部	部長 水道事業管理者 副部長 業務部長 副部長 技術部長 部長付 業務部次長 部長付 技術部次長 部長付 浄水場長	庶務班	班長 経営管理課長 副班長 経理課長	経営管理課 総務課 経理課
		給水班	班長 給水課長 副班長 料金お客様課長	給水課 料金お客様課
		復旧班	班長 配水課長 副班長 漏水対策課長	配水課 漏水対策課 工務課
		水源班	班長 浄水課長 副班長 水質管理課長	浄水課 水質管理課 東部管理課
避難所支援部	部長 教育長 副部長 教育総務部長 副部長 学校教育部長 副部長 議会事務局長 部長付 教育総務部参事 部長付 教育センター所長 部長付 教育センター次長 部長付 監査委員事務局長 部長付 議会事務局次長 部長付 人権文化推進室長 部長付 契約室長	避難所統括班	班長 教育総務課長 副班長 地域教育課長	教育総務課 地域教育課 人権政策課 子ども育成課
		避難所支援班	(小学校担当) 班長 学校教育課長	避難所配置職員 (小学校担当) 教育政策課 学校教育課 会計課 議会総務課 議会議事調査課 男女共同参画課
			(中学校担当) 副班長 学務課長	避難所配置職員 (中学校担当) 学務課 教育支援課 教育相談課 国保年金課

			選挙管理委員会事務局 監査委員事務局監査課
		(小・中学校以外担当) 副班長 文書法制課長	避難所配置職員(小・中学校以外担当) 各児童館 各人権文化センター 文書法制課 契約課 技術監理課 一条高等学校
	炊出し・食糧班	班長 市民課長 副班長 保健給食課長	市民課 保健給食課

附 則

この告示は、平成23年 4月11日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同月 1日 から適用する。

(平成23年 4月11日揭示済)